

平成29年（ワ）第1175号 石炭火力発電所運転差止請求事件

原告 ●● ●● 外123名

被告 仙台パワーステーション株式会社

第2準備書面

平成30年7月11日

仙台地方裁判所第2民事部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 高 橋 春 男
外

第1 はじめに

被告は、原告の大気汚染物質および重金属の排出による被害に関する主張に関して、「個々の原告のそれぞれの『生命・身体を脅かす』ことについて、具体的な主張・立証は一切なされていない」（被告準備書面(1)の7頁）、「個々の原告それぞれについて、具体的な人格権の侵害、及び、それと仙台P Sの運転との間の相当因果関係の存在が、証拠を伴って明らかにされない限り、原告らの請求が認められる余地は皆無である」「本件では、立証の段階に至るまでもなく、そのような主張すらされていない」（同13頁）と主張している。

本書面では、仙台P Sの稼働が損害発生 of 十分な蓋然性を持つ「公害」であり、原告が持つ権利が明白に侵害されていることを、具体的な因果関係の存在に関する証拠などに基づいて主張・立証をしていることを説明する。

第2 差止請求の要件について

1 一般に、差止訴訟において考えられる差止めの要件は、以下のように整理される。

(1) 被侵害利益の存在

(2) 上記利益が受忍限度を超えて侵害される高度の蓋然性（因果関係）

以下では、この点について順に原告の主張を述べる。

2 原告らの被侵害利益について

(1) 人格権に基づく差止請求権

生命・身体を保護法益とする人格権（いわゆる身体的人格権）が、物権と同様に排他性を有する権利であり、本件の差止請求における被侵害利益となることは、当事者間で争いがないことが確認された。

(2) 平穏生活権に基づく差止請求権

ア 他者から自己の欲しない刺激によって心を乱されずに日常生活を送る利益、いわば平穏な生活を送る利益は、いわゆる平穏生活権として、物権と同様に排他性を有し、差止請求における被侵害利益となることは、目隠しフェンス設置等請求事件（最判平成22年6月29日 最高裁判所裁判集民事234号159頁）により認められるに至った。

他にも、丸森町廃棄物処分場訴訟（仙台地裁平成4年2月28日判時1429号109頁）では、「一般通常人の感覚に照らして飲用・生活用に供するのを適当としない場合には、不快感等の精神的苦痛を味わうだけでなく、平穏な生活をも営むことができなくなるというべきである」から、「これらの権利（中略）侵害が生ずる高度の蓋然性のある事態におかれたものは、侵害行為に及ぶ相手方に対して、将来生ずべき侵害行為を予防するため事前に侵害行為の差止めを請求する権利を有する」と判示している。

イ 本件では、原告らを含む仙台P S近辺の住民は、仙台P Sの稼働によって、単なる不快感・不安感等の精神的苦痛を超えて、原告らの身体・生命に対する直接の危険が生じる環境下で生活せざるを得なくなることを強制されるという、極めて重大な平穩生活権の侵害を受けている。

すなわち、大気汚染物質の曝露により、喘息発作や糖尿病の誘発のみならず、心筋梗塞、脳卒中、肺がん等による死亡率を上昇させる等の健康被害が生じることは、公知の事実として一般に知られているところ、訴状8頁に記載したとおり、仙台P Sは、公益目的によるものではなく、被告の経済的利益の追求のための施設であり、原告らに対して何らの反対利益を生じさせることもない。したがって、仙台P Sは、廃棄物処理場や墓地等の社会的必要性は認められる「迷惑施設」ですらなく、原告らにとって不必要であるどころか、後述する健康被害を発生させる「有害施設」である。

このような「有害施設」が近隣において稼働すること自体、仙台P Sの周辺住民である原告らにとって、人が最も安息と寛ぎを求める自宅及び職場や通勤経路等の生活圏内の全てにおいて、大気汚染物質に対する曝露が反復・継続されることにより、後述する健康被害を発生させる要因として、原告らの今後の人生設計に大きな悪影響を及ぼす。

このことは、原告らの平穩な生活を送る利益を侵害することは当然として、原告らの将来の身体・生命に対する具体的な危険をも生じさせるのであるから、原告らは、単なる主観的で精神的な不安のレベルではなく、身体・生命に直結する人格権の一内容としての平穩生活権に基づき、将来、確実に発生する上記侵害行為を予防するため、侵害行為の差止めを請求する権利を有する。

3 原告らの人格権及び平穩生活権が受忍限度を超えて侵害される高度の蓋然性について（因果関係）

(1) 差止めの判断基準について

差止めの成否については、当事者双方のあらゆる事情を総合考慮して導き出すべきものであり、これまでの裁判例を俯瞰すると、①実質的被害を前提としつつ、②加害者の利用方法の地域性への適合の有無、③加害者の被害防止対策の程度、④加害行為の公共性の有無・程度、⑤環境影響評価や住民への説明等の手続の内容、⑥法規違反の有無、⑦その他の事情、について総合的に考慮して、原告らが被ると予測される被害が、社会生活を営む上において一般人なら受忍すべきものと考えられる程度を超えると判断される場合に認められるものとされている。

(2) 原告らに生じる健康被害（身体的人格権侵害）について

ア 総論

原告らは、仙台P Sの稼働による大気汚染物質の曝露被害に関して、「仙台P Sの稼働によって今後40年間に仙台P S近隣で何人の死亡や低体重出生が発生するか」という問いに対して、科学的に信頼性が高い回答を得ることによって、仙台P Sの稼働によって原告らの人格権及び平穩生活権が侵害されることについて主張・立証する。

なお、原告らは、今後、仙台P Sの稼働による原告らの個別の健康被害についても主張・立証する予定である。

イ 健康被害の立証方法について

(ア) 疫学的因果関係による立証について

過去の公害訴訟では、因果関係の立証について、高度の蓋然性の証明が必要であるとしつつ、被害者の立証の負担を緩和する手

法として疫学的因果関係が用いられてきた。例えば、「疫学を活用していわゆる疫学的因果関係が証明された場合には（中略）、臨床および病理学による解明によって、右証明がくつがえされない限り、疫学的証明がなされれば、原則として因果関係が肯定される」とされた（イタイイタイ病訴訟 富山地判昭和46年6月30日判時635号17頁）。

疫学的因果関係は、被害の予防を目的とする差止請求においても、同様に重視されるべきである。なぜならば、個別の原告の将来を正確に予想することは、科学的にも論理的にも不可能だからである。

例えば、ある人物が致死量を超える水銀を摂取しても、その人の体力や体調によっては死ぬ場合も死なない場合もあり、その人の生死を事前に予測することは不可能である。これと同様に、人間がPM_{2.5}等の大気汚染物質に曝露する場合、いつ、誰が、どのような形で被害を受けるのかを正確に予測することは、科学的に不可能である。

これに対して、「石炭火力発電所の稼働によって、一定期間内に何人の死亡者や低体重出生児が追加的に発生するか」という問いに対しては、

- ①単位量あたりの大気汚染物質濃度上昇による死亡率増加割合に関する疫学的知見
- ②大気拡散モデルによる大気汚染物質の大気中濃度上昇量の推算
- ③曝露人口

という3つの情報を組み合わせることにより、科学的に極めて信頼性が高い回答を得ることが可能である。

したがって、本件のようないわゆる妨害予防請求においても、原告は、疫学的知見に基づいて、仙台P Sの稼働による被害の発生確率（割合）を明らかにすることにより、被告が排出する大気汚染物質によって死亡者の増加等の損害が発生すること、ひいては仙台P Sの稼働と原告らに生じる健康被害との間の因果関係を立証できるというべきである（これは、タバコ喫煙の損害を議論するのと同じ構造である。タバコ喫煙の場合も、例えば、受動喫煙による被害を、個人レベルで厳密に立証することは不可能であると共に、社会に与える影響を論じる上では無意味でもある）。

(イ) 集団的因果関係と個別的因果関係の関係について

上記のとおり、疫学的因果関係の存在が認められたとしても、それは、集団レベルの因果関係（集団的因果関係）にとどまり、集団に属する個人レベルの因果関係（個別的因果関係）は認められないという反論がなされる可能性がある。

そこで、集団的因果関係と個別的因果関係の関連性が問題となる（被告は、上記の個別的因果関係について、原告らがなんら立証していないと反論していると思われる）。

この点については、裁判例上、疫学知見によって、集団において一定割合の事実的因果関係の存在が認められる場合には、「いわば集団の縮図たる個々の者においても、大気汚染の集団への関与自体を加害行為と捉え、右割合の限度で各自の被害にも、それが関与したものとして、損害賠償を求めることが許される」とされている（西淀川事件第2～第4次訴訟判決 大阪地判平成7年7月5日判事1538号17頁）。

同様の理論は、差止請求においても適用されるべきである。なぜなら、現代医学では、個別の症例から因果関係の存否に関する

判断をすることはできないのが常識となっており、個別的因果関係は、集団的因果関係から推定されるものとして扱われるからである。さらに、現実には、個別の原告について、当該曝露がなかったならばその疾病に罹患しなかったであろう、ということを証明することが科学的に不可能であることを考えると、集団的因果関係から個別的因果関係を推定することは、相当因果関係の存在を判断するにあたって合理的な手法といえる。

よって、差止請求においては、集団的因果関係から個別的因果関係を推定することが認められるべきである。

(ウ) 集団的因果関係から個別的因果関係を推定する方法について

この点については、過去の裁判例を俯瞰すると、いわゆる「特異性疾患¹」については、集団的因果関係から直ちに個別的因果関係を認定することができるのに対して、「非特異性疾患²」については、「相対危険³」の大きさによって、個別的因果関係の有無を判断している裁判例がある。

例えば、尼崎公害訴訟判決では、「疫学的手法によって人口集団の疾患の過剰が大気汚染に起因することが判明しても、このことは、本来は、集団に属する個々人の疾患が汚染に起因する確率が高いことを意味するにとどまり、直ちに、沿道住民個々人の疾患が汚染に起因するとの事実までを意味するものではない。しかしながら、本件沿道汚染が気管支喘息の発症をもたらす危険度がこ

¹ 水俣病における水銀のように、発生要因が特定の因子に限られる疾患。

² 肺がんのように複数の発生要因が存在する疾患。

³ 相対危険 (Relative Risk: RR) は、危険因子 (例: 大気汚染物質である PM2.5) に曝露した群の罹患リスク (危険) の、曝露していない群の罹患リスクに対する比で示される。百分率で表す場合もある。すなわち「危険因子に曝露した場合、それに曝露しなかった場合に比べて何倍疾病に罹りやすくなるか (疾病罹患と危険因子曝露との関連の強さ)」を示す。疫学の要因分析で重要な指標である。罹患ではなく死亡者の場合、相対危険は曝露群と非曝露群の死亡率の比となり、曝露による死亡率の上昇割合になる。したがって、相対危険は死亡率の上昇割合あるいは死亡リスクの上昇割合と表現される。

れがない場合の四倍であるとの危険度の大きさに照らせば(中略)、沿道患者個々人の気管支喘息が本件沿道汚染に起因する高度の蓋然性がある、すなわち、個別的な因果関係があると認めて差支えがなく」(神戸地裁平成12年1月31日判時1726号20頁)と判示して、相対危険の値が4であることを個別的因果関係を認定する根拠として用いた。

(エ) 個別的因果関係の判断基準について

それでは、本件において、仙台P Sの稼働により原告らの人格権等が侵害されると認められるのに必要な相対危険ほどの程度となるか。

原告らは、仙台P Sの稼働により、原告らを含む周辺住民において、心肺疾患、虚血性心疾患、肺がん等の疾患による死亡率や低体重出生児の発生率が有意に上昇する結果を生じさせる数値、具体的には、相対危険が1を超えれば足りると考える。

その理由は、第1に、過去の大気汚染関連の裁判例で用いられてきた「相対危険」と、本訴訟において原告が主張している「相対危険」は、同じ言葉でもそれが使われている状況や文脈が異なること、第2に、「相対危険」が1を超えれば死亡者は必ず発生し、曝露人口の増加に比例して死亡人口も増加し、重大な結果を生じさせること、の2点である。以下、詳述する。

第1の「相対危険」の内容について、過去の大気汚染関連の裁判で議論されてきた相対危険は、その多くが、「すでに大気汚染に曝露して非特異性疾患を発症した者について、当該曝露がなければ疾患を発症しなかったであろう確率」(「あれなければこれなし」の、いわゆる事実的因果関係)の文脈で使用されてきた。これは、発生済みの損害に関する損害賠償請求訴訟において、因果関係の

有無を判断する際に親和的な考え方といえる。

これに対して、本件のように、具体的な被害が発生する前に差止めを求める予防的差止訴訟（妨害予防請求）で議論の対象となるべきなのは、「曝露がなく発症もしていない者が、曝露されれば非特異性疾患を発症するであろう確率」である。

したがって、本件において原告らが主張する相対危険は、過去の裁判例における相対危険に対する認識とは異なることをあらかじめ主張しておく（上記の相対危険の内容の差異については、今後補充して主張する）。

第2の死亡人口について、PM_{2.5}などの大気汚染物質曝露で生じる心肺疾患、虚血性心疾患、肺がん等に関する相対危険がそれぞれ1を超えると、各疾病による死亡率が上昇し、死亡者⁴が発生する。このことは、原告らの将来の身体・生命に対する具体的な危険に他ならない。

なお、前述の尼崎公害訴訟判決等でも、被害と加害行為との正確な対比のため、原告らの被害のみならず、その地域に及ぼされた広汎な被害についても考慮されている。すなわち、本訴訟で問われるべきは、被告の私的で公共性が存在しない経済活動と、それによって地域全体で生じる極めて甚大なマイナス影響とのバランスであり、その悪影響が原告以外にも広く及ぶのであれば、それも考慮されることは当然である。

ウ 大気拡散モデルによる大気汚染物質の大気中濃度上昇量、死亡率増加割合などに関する疫学知見、死亡者数および低体重出生発生数に関する主張

⁴ 大気汚染がないときと比べて追加的に増加する死亡者の絶対数。追加的死亡者、過剰死亡者、早期死亡者とも呼ばれる。大気汚染物質に対する曝露によって特定の疾病（例：心筋梗塞や肺がん）による死亡率が上昇し、平均寿命よりも早く死亡する人が発生することから生じる。

(ア) 総論

大気汚染物質の濃度上昇がもたらす死亡率などの増加割合に関する疫学知見、原告らが専門家に委託した大気汚染物質の大気拡散モデルによる大気中濃度上昇量の推定、実際の曝露人口、の3つから推算される仙台PSの稼働による具体的な死亡および低体重出生などの被害の定量的評価（推算）」について、その推算の正当性について説明する。

(イ) 大気汚染物質の曝露に関する疫学的知見について

一般的に、疫学的因果関係の存在の前提として、次の5つの条件を満たすことが求められている（米国公衆衛生局長諮問委員会による喫煙と肺がんの因果関係に関する基準）。

- ①関連の一致性：時間、場所、対象者を選ばないこと。
- ②関連の強固性：関連性の強さを示す相対危険度やオッズ比などの指標が大きいこと。量が増えれば反応も増えるという関係が認められればなおよい。
- ③関連の特異性：疾病には特定の因子が必ず存在しており、これが存在しているときには疾病の発生が予測されるような特異的関係があること。
- ④関連の時間性：因子が疾病よりも時間的に先行していること。疾病の症状を因子と混同しないための要件である。
- ⑤関連の整合性：因子が疾病の原因として矛盾なく説明できること。

人間のPM_{2.5}などの大気汚染物質への曝露と、心筋梗塞、脳卒中、肺がん等の死亡率上昇との間の関係性については、上記の5つの条件を満たし、疫学的因果関係の存在を裏付ける研究結果が

多数発表されている。

例えば、PM_{2.5}に基づく健康被害に関して、最新かつ最も信頼性が高いと考えられているのが、「Di et al 2017⁵」である。これによると、①PM_{2.5}濃度が 10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 上昇すると心筋梗塞や脳血栓による死亡率が 7.3% 上昇すること、②PM_{2.5} に対する曝露量が（米国の環境基準値よりも低い）12 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満の場合は、PM_{2.5} 濃度が 10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 上昇すると死亡率が 13.6% 上昇すること、③PM_{2.5} 濃度と死亡率との関係において、5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ までの濃度レベルにおいては閾値が存在しないこと、④同様の二次生成汚染物質であるオゾンについて、オゾン濃度と死亡率との間に線形の相関関係があり、オゾン濃度が 0.01ppm 増加すると、死亡率が 1.1%（95%信頼区間で 1.0 から 1.2）増加すること、等が明らかになっている（甲 A 7 号証）。

日本でも、平成 25 年に発表された岡山大学の研究者による静岡県の高齢者約 1 万 4 0 0 0 人を対象として行った追跡調査では、地理情報システムを用い予測した個人の NO₂ 濃度（個人の交通由来の大気汚染濃度の指標として予測）が 10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 上昇すると、全死因の死亡率が 12%、心血管系の死亡率が 22%、呼吸器系の死亡率が 19%、肺がんの死亡率が 20%、それぞれ上昇していることが明らかになっている。

さらに、動物実験やヒトを対象とした病理学的な研究によっても、このような大気汚染物質への曝露と疾病との関係の間に明確な因果関係があることは明らかになっている。

これらの研究結果から、PM_{2.5}（微小粒子状物質）や NO₂ の場

⁵ ハーバード大学公衆衛生学部の研究者達により平成 29 年 6 月に発表された論文。米国に居住する約 6 0 0 0 万人を追跡調査した研究で、New England Journal of Medicine という米国の権威ある医学誌に掲載された。

合、大気中の濃度が $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 上昇すると、心筋梗塞、脳卒中、肺がん等による死亡率や低体重出生の発生率が、それぞれ5～20%程度上昇することは、世界の研究者の共通認識となっている。

これらの疫学的知見に基づき、世界保健機関（WHO）が中心となっている Global Burden of Disease（世界疾病負荷）プロジェクトは、平成28年時点で年間4万5800人が、それぞれ $\text{PM}_{2.5}$ への曝露によって死亡していると推算している。また、平成20年にWHOが発表した国別の大気汚染死亡ランキングによると、日本での大気汚染による死亡者数は年間2万3253人であり、世界で11番目に死亡者が多い国になっている（甲A9号証）。

このように、 $\text{PM}_{2.5}$ 等による甚大な健康被害が日本においてもすでに発生しているという認識のもと、日本の環境省、国立環境研究所、日本気象協会等は、独自の大気拡散モデルを用いて $\text{PM}_{2.5}$ に関する予報や警報を毎日出している。例えば、環境省の大気汚染物質広域監視システム【そらまめ君】や各自治体の $\text{PM}_{2.5}$ 関連情報サイトなどでは、常時、速報値や大気汚染モデルで計算した予報値が公表されており、環境省は、暫定的な指針となる値を超えた場合は、都道府県等が注意喚起を行うことを推奨している（甲A10号証）。

(ウ) 大気拡散モデルを用いた大気汚染物質の大気中濃度上昇量の推定の一般性について

原告が専門家に委託した大気拡散モデルを用いた大気汚染物質の大気中濃度分布および大気中濃度上昇量の推算の概要については、後述（原告ら第4準備書面）するとおりである。

このような大気拡散モデルによる大気汚染物質の大気中濃度上

昇量推定値を用いた立証は、西淀川事件第2次～第4次訴訟などでも「定量的評価が可能な唯一の方法」として採用されている。

また、現在、このような大気拡散モデルを使用した大気汚染物質の大気中濃度分布推定は、石炭火力発電所の環境影響評価においては普遍的かつ義務的に用いられる一般的な方法である。また、上述したとおり、環境省等は、独自の大気拡散モデルを用いてPM_{2.5}に関する予報や警報を毎日出していることから、大気汚染モデルを使用した推算値は、社会的に信用性が高い情報といえる。

原告らが依頼した専門家の推算によると、仙台P Sからの新たな大気汚染物質排出に関して、PM_{2.5}、二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）などの濃度上昇推計値が最も高い地域は、具体的には多賀城市、利府町であり、例えば多賀城市では、仙台P S稼働によってPM_{2.5}の濃度（24時間最大値）が約2 μg/m³上昇するという結果が得られた。

また、原告が専門家に委託した大気汚染物質の大気中濃度上昇量の推算においては、直接的な健康被害をもたらすPM_{2.5}やNO₂のみではなく、土壌、建造物などに悪影響を及ぼす酸性物質の沈着量や水銀、ヒ素、ニッケル、クロム、鉛などの重金属化合物の降下量も計算されている（甲A11号証）。

(エ) 曝露人口

死亡者数の推算に用いる曝露地域のメッシュ人口に関するデータは、米国航空宇宙局社会経済データ・応用センターの世界人口データベースの数値を用いた（甲A11号証4頁2.3参照）。

(オ) 死亡者数等の推算結果

大気汚染物質の濃度が上昇した場合の死亡率増加割合などの疫

学知見、大気汚染物質濃度上昇量の推算、実際の曝露人口の3つの情報から、仙台PSの稼働によって、①年間約19名（40年間の営業運転期間では合計で約760名）の脳卒中、肺がん、心疾患、呼吸器疾患などによる死亡が発生、②年間約1名（40年間の営業運転期間では合計で約40名）の低体重出生児が発生すると推算される。

(※) 推算方法や結果に関する評価

いかなる推算においても、使用するモデルの種類、モデルの構造、入力する数値等によって結果は変動し得る。

しかし、原告らが依頼した専門家は、大気汚染物質の大気拡散モデルについて、その一般的な信頼性の高さから、米国環境保護局が環境影響評価などで使用を推奨している「CALPUFF (ver.7)」というモデルを使用して推算している。

また、大気汚染物質への曝露によって死亡率が上昇するという疫学的知見は、(イ)で主張したとおり、すでに膨大な研究結果が存在し、世界保健機関（WHO）等が大気汚染の被害を警鐘する際の根拠となっている。

例えば、国際環境 NGO グリーンピース・ジャパンと特定非営利活動法人気候ネットワークは、日本の石炭火力発電所から排出される大気汚染物質の拡散を示すシミュレーションマップ「石炭汚染マップ」を作成し、現在日本各地で建設が計画されている石炭火力発電所40基以上が稼働した場合、PM_{2.5}とNO₂による大気汚染被害によって1175人の追加死亡者が発生すると推算している（甲A12号証）。

また、米ランセット誌の Countdown on PM_{2.5} pollution-related health impacts 特集では、WHOなどのデータ

から、2015年時点で、PM_{2.5}への曝露によって日本全体で年間約3.7万人の死亡者が発生しており、そのうちの石炭火力発電からのPM_{2.5}排出による死亡者数を、人口100万人あたり年間9.74人と推算している。これは、日本全体の石炭火力の発電容量(約4231万kW)に対する仙台PSの発電容量(11.2万kW)の割合(約0.3%)及び日本の総人口、仙台PSが住宅密集地に隣接することなどを考えると、この数値と、仙台PSの稼働による死亡者が年間19人(PM_{2.5}とNO₂の両方による死亡者の総和)という本訴訟で推算した数値は、用いている大気拡散モデル等は異なるものの、ほぼ整合する。

エ 結論

以上のとおり、仙台PSの稼働による大気汚染物質への曝露による死亡や低体重出生などの被害に関して、原告らは、科学的に信頼性の高い手法により、原告らに生じる損害に関する立証を行ったのであるから、被告から上記のような被害が発生しないことについての科学的で具体的な反証が行われない限り、上記のような原告の生命・身体に対する被害の発生が認められるというべきである。

(3) 原告らの平穏生活権の侵害について

上記のとおり、仙台PSの稼働により、今後40年間で760人の死亡者が発生すると推算される。仙台PSから排出される大気汚染物質は、その大半が、原告らが居住する仙台PSの近隣地域に拡散されることからすると(甲A11号証)、上記被害の多くは、原告ら周辺住民が受けることは明らかといえる。

この状況が、原告らの身体的人格権を侵害することは明らかであると共に、原告らは、仙台PSの稼働により、上記のような被害が発生する環境下での生活を強制されることにもなる。なぜなら、呼吸しな

いで生活することも、大気汚染物質を視覚で確認して避けることも不可能であるし、自宅や勤務先、通学先の区別なく、大気汚染物質は無差別に拡散されるからである。

実際に、原告らの中には、自宅周辺で不快な異臭が生じたり、体調不良を訴える者が複数生じている他、景観の悪化、他県からの来訪者が悪臭を訴える等の、仙台P Sの稼働前には発生していなかった異常が生じている（個別の原告の被害については、今後、主張を追加する予定である）。

原告らが、仙台P Sの稼働によって置かれた現状は、例えるならば、「何の見返りもないのに、いつ、誰に向かって銃弾が発射されるかわからないが、毎年、何発かは確実に発射されるロシアン・ルーレットへの参加を強制されながら日々の生活を送る」ということと同義であり、これが、原告らの精神の平穏を著しく害することは論を待たない。

さらに、原告らは、東日本大震災に被災し、ただでさえ筆舌に尽くしがたい生活苦から立ち直り、ようやく震災後の平穏な生活を取り戻しつつある現状で、被告によって、被災地の復興に全く関係ない仙台P Sが建設され、一方的に生活環境を悪化させられることは、被災地を愚弄するものと評価しても過言ではない。

したがって、仙台P Sのような「有害施設」によって、原告らが上記精神的苦痛を今後40年以上に渡って継続して受け続けることは、原告らの日々の生活の平穏な生活を送る利益を害し、今後の人生設計に大きな悪影響を及ぼすことは明らかであるから、原告らの平穏生活権を侵害しているといえる。

(4) 加害者の利用方法の地域性への適合の有無

仙台P Sの周辺は、平成23年の東日本大震災で津波被害を被り、市の方針によって危険区域に指定され、人が住めなくなった場所であ

る。一方、その近隣は、仙台P Sから半径5 k m以内に、17の小学校を含む32校の学校、病院、公共施設等がある住宅専用地域である。したがって、仙台P Sの稼働によって生じる大気汚染、悪臭、騒音等に原告が悩まされるという地域性が存在する。

また、宮城県や仙台市などは、福島第一原発事故の影響を多く受けている。すなわち、「首都圏に住む人々に電気を供給していたために原発事故被害を受けたのに、また首都圏のために大気汚染物質や水銀にさらされるのか」というような感情が原告らにはある。

(5) 加害者の被害防止対策の程度

訴状に記載したように、仙台P Sの大気汚染物質の排出量は、静岡県 の鈴川エネルギーセンター、仙台高松発電所（仮称）等、同じ発電容量の他の石炭火力発電所からの排出量よりも多い。

具体的には、仙台P Sと仙台高松発電所の資料によると、同じ11.2万kWの出力でありながら、仙台P SのNO_x濃度は100ppmと2.5倍（仙台高松発電所は40ppm）、SO_x濃度は100ppmと約5倍（仙台高松発電所は19ppm）、SO_x排出量も38.8mg/m³Nと約5倍（仙台高松発電所は7.7mg/m³N）、煤塵濃度は50mg/m³Nと5倍（仙台高松発電所は10mg/m³N）と高い数字である（仙台P Sについては甲A13号証の1の18頁、仙台高松発電所については甲A13号証の2の4頁）。このことは、集塵や脱硫などのいわゆる公害防止設備に関して、仙台P Sが、他の石炭火力発電所よりも効率が劣る機器を導入していることを明確に示しており、環境省が求めているBAT（Best Available Technology、利用可能な最善の技術）を採用していないことを示している。したがって、被告の被害防止対策は、他の事業者が当然に達している水準に届いていない不十分なものである。

(6) 加害行為の公共性の有無・程度

ア 過去の裁判例では、大気汚染に関する差止訴訟における公共性に関して、その重要性は認めつつも、差止めの可否における考慮要素に過ぎず、健康被害が生じる蓋然性の高い場合には、公共性が高度であっても差止めが認められている。

イ この点について、仙台P Sは、発電施設にもかかわらず、公共性が全く認められない。

すなわち、伊達火力発電所建設等差止訴訟（札幌地判昭和55年10月14日、判時988号37頁）では、伊達火力発電所は、電力を地元住民に対して供給するための施設であり、それなりの公共性が認められたのに対して、仙台P Sは、電力自由化後、被告が経済的利益をあげることを目的として、東北地方に多数建設計画が発表された発電事業のひとつにすぎない。

また、仙台P Sが発電した電気の売電先は首都圏となっており、周辺地域への供給は予定されていないし、売電による利益を地元が享受することもないのであるから、稼働によって発生する利益とこれによって原告らが受ける上記被害との間に、後者の増大によって必然的に前者の増大が伴うというような受益と負担の彼此相補関係が認められない。さらに、現在、仙台においても、日本全体でも電力需給は供給が需要を上回っている（電気が余っている）状況である。

次に、仙台P Sには公共性が認められないだけでなく、著しい反公共性（健康被害、温室効果ガス排出、政府方針との不整合、今後の経済的淘汰等）が認められる（訴状40～49頁参照）。また、環境アセス逃れとしか考えられない11.2万kWという大きさの発電設備であることなど、侵害行為の態様・程度に関しても、被告に

は大いに批判される点がある。

ウ 以上の点から、仙台P Sには、公共性が認められない。

(7) 環境影響評価や住民への説明等の手続の内容

訴状の第6（62頁以下）に記載したとおり、被告は、仙台P Sの建設・稼働について、アセス逃れを行った他、住民説明会でも具体的な説明をしていない。

具体的には、原告らが、宮城県に対して情報開示請求して得た文書によると、被告の親会社のひとつである伊藤忠エネクス株式会社のグループ企業であるJ E Nホールディングス株式会社は、宮城県知事に対して、立地候補地選定への協力を要請した直後の平成24年5月17日時点で、11.2万kWの石炭火力発電所建設が、宮城県の環境影響評価条例の対象外であることを認識していた（甲A14号証）。

しかも、被告は、同年10月18日頃には現在の建設地への建設を決定し、県や仙台市に対しては説明したにもかかわらず、地元町内会への説明は一切行っていない。さらに、平成25年8月から原告らが要請してきた説明会の開催も拒否し続け、説明会を実施したのは、建設工事がほぼ完了する平成29年3月8日が初めてである。

環境影響評価手続は、完了までに約1年半程度の時間が必要であるところ、被告は、国および宮城県・仙台市の規制を潜脱して環境影響評価手続を行わないことで、短期間のうちに仙台P Sを建設し、稼働を開始することになったものであり、きわめて悪質である。

(8) 法規違反の有無

ア 被告は、答弁書において、「仙台P Sの稼働に当たっては、大気汚染防止法を中心とする法令を遵守し」としていると主張する。

イ このうち、環境基準は健康被害と関連するものであるため、差止め
の考慮要素のひとつとされてきた。

この点、判例上は、「工場等の操業に伴う騒音、粉じんによる被害が、第三者に対する関係において、違法な権利侵害ないし利益侵害になるかどうかは、侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、当該工場等の所在地の地域環境、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考察して、被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものかどうかによって決すべきである」（最判平成6年3月24日、判時1501号96頁）とされている。

したがって、事業者が公法上の規制基準を遵守しているかどうかは考慮要素のひとつに過ぎず、それだけで直ちに受忍限度内にあるとは言えない。

ウ 環境基準の数値や意味づけは、大気汚染物質の種類によって異なる。例えば、日本のPM_{2.5}の環境基準は年平均15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、米国の基準（年平均12 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）や世界保健機関（WHO）が推奨する値（年平均10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）よりも緩い。

次に、環境基準の数値や意味づけは、科学的知見の蓄積によって変化する。例えば、現在、多くの学術調査が、汚染物質の濃度が環境基準以下でも健康被害が出ることを認めている。特にPM_{2.5}に関しては、上述のとおり、多くの疫学的知見が深まる中で、環境基準がより厳しくなっていった経緯がある。さらに、現在、日本にある1000以上の大気汚染物質測定局（一般環境大気測定局が785局、自動車排出ガス測定局が223局）におけるPM_{2.5}の環境基準達成率は、一般局で88.7%、自排局で88.3%であり、いまだにPM_{2.5}に関しては環境基準を達成していない地域が多くある（甲A15号証）。すなわち、日本の環境基準は他国より緩いにも関わらず、それ

すら達成できていない測定局が多く存在するのが現状である。

次に、前述の $PM_{2.5}$ 濃度に関しては、閾値（これ以下であれば健康被害は発生しないという特定の数値）が存在しない。例えば、Di 他によると、日本の環境基準以下である年平均 $12\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下でも、少なくとも年平均 $5\mu\text{g}/\text{m}^3$ まで濃度と被害の大きさに関して量的に正の相関関係があり、かつ年平均 $12\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下で、相関関係を示す傾きが急になることが明らかになっている（甲 A 7 号証）。これらの研究結果は、 $PM_{2.5}$ の場合、低濃度における閾値は存在せず、低濃度においても、あるいは低濃度の方が、 $PM_{2.5}$ 濃度のわずかな上昇でも $PM_{2.5}$ 曝露を要因とする心肺疾患などによる死亡率が大きく上昇することを示している。また、本書面第 2. 3(2)イ（キ）（13 頁）で主張したように、最新の科学的知見では、環境基準より低い状況での $PM_{2.5}$ のわずかな濃度上昇でも早期死亡などの健康被害が発生することが明らかになっているのであるから、環境基準を順守することは、原告らに健康被害が発生しないことを意味しない。

(9) その他の事情

ア 被告が締結した公害防止協定の不備について

被告は、答弁書において、「宮城県等との間では公害防止協定を締結・遵守している」と主張する。

しかし被告の上記主張は、原告らが将来的に受ける健康被害を予測する上で重要な $PM_{2.5}$ や水銀を無視したものであり、原告らの主張に対する反論となっていない。

すなわち、被告は、宮城県や周辺自治体と締結した公害防止協定では、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物に関する基準は規定されているが、 $PM_{2.5}$ や水銀は規定されておらず、その排出量等も公開されていない（甲 A 16 号証）。当該公害防止協定は、県議会・関連

市議会でも内容について審議されず、市民・県民に対する説明責任を果たさないまま、実質的に秘密裏に締結されたものであり、被告は意図的に PM_{2.5} 等による健康被害の責任を回避しようとしている。

イ 本訴訟提起後の経緯

仙台 P S に続いて建設が計画されていた四国電力株式会社及び住友商事株式会社による仙台高松発電所（仮称。出力は仙台 P S と同じ 11.2 万 kW）については、仙台 P S が環境影響評価手続を免れたことを契機に改定された仙台市環境影響評価条例施行規則に基づいて、平成 29 年 3 月 6 日から、環境影響評価手続が開始された。

四国電力株式会社及び住友商事株式会社が作成した環境影響評価方法書に対する意見書は 235 通、意見総数 386 件であり、全国的に見た石炭火力発電所に対する意見書としては異例の数で、そのほとんどは批判的な意見で占められていた。

こうした市民の声を背景に、仙台市環境影響評価審査会でも、蒲生干潟への影響などの追加の調査項目などについて、委員から厳しい意見があり、平成 29 年 8 月 17 日、奥山恵美子市長（当時）は、「その根底にあるものは、環境負荷の高い石炭火力発電所が被災地に建設されることへの憤りである。また、計画地周辺には多くの住宅地や学校等が存在するところであり、排出ガスに含まれる PM_{2.5} や水銀等による健康被害への懸念も示されている。事業者は、これらを重く受け止め、木質バイオマスを 30% 以上混焼する計画を確実に実行することはもとより、可能な限りその割合を高めるなど、二酸化炭素の排出抑制により一層努めるとともに、稼働前後の現地調査による影響の検証や、燃料の産地・性状の公表などにも取り組み、市民の不安払拭に最大限努める必要がある」と、厳しい内容の意見書を提出した。

市民団体「仙台港の石炭火力発電所建設問題を考える会」では、平成29年4月2日から、仙台パワーステーション株式会社に対し試運転の中止と操業の断念を求め、宮城県知事や仙台市長らに、自主アセスメントの実施の指導などを求める署名活動を開始し、同年5月30日、第1次集約分として、2万2813筆の署名を宮城県知事に提出した。署名数はその後も増大し、約4万8000筆以上の署名が集まっている。

石炭火力発電所に対する市民からの批判の高まりを受け、仙台市は、平成29年5月から規模要件を撤廃し、全ての規模の石炭火力発電所を環境影響評価手続の対象に含めるよう、同市の環境影響評価条例施行規則を再改定した。

任期満了にともない、平成29年7月23日に投開票された仙台市長選挙では、仙台PSに関する市民団体からの公開質問状に対して、「試運転開始は遺憾」などと回答し、仙台高松発電所の環境影響評価への市長の意見表明に関しても「慎重な意見を付したい」「仙台を石炭火力発電所が集積するような場所にはしない」と回答した郡和子氏が当選した。

郡新市長は、「杜の都・仙台のきれいな空気と水と緑を守るための指導方針」を同年12月1日に発表し、即日施行した。そこでは、仙台市として石炭火力発電所の新設を抑制するとの批判的な姿勢が示され、「低炭素型で自然と共生する良好な都市環境を守り抜いていく」ことが宣言されている。

仙台市の厳しい姿勢を受け止め、平成30年4月10日、四国電力株式会社は記者会見を行い、「十分な事業性が見込めないとの判断に至った」ことを理由に、仙台高松発電所の建設計画から撤退すると発表した。平成30年6月1日、住友商事株式会社は記者会

見を行い、仙台大松発電所での石炭の燃焼（木質バイオ30%との混焼）を断念し、100%木質バイオマスプラントに計画を変更して事業性を検討していくことを表明した。

平成24年以降、日本全国に50基の石炭火力発電所の新設が計画されたが、既に6基（千葉県市原市、兵庫県赤穂市に2基、岩手県大船渡市、兵庫県高砂市に2基）が撤退に追い込まれ、仙台大松発電所は、石炭火力としては7基目の撤退となった。同社は、平成30年6月1日時点でも、環境影響評価手続は継続するものの、事業化するか否かは未定としている。当初は平成33年度の操業開始を予定していたが、住友商事は、操業開始を2年遅らせると発表した。

平成30年7月1日から仙台市は蒲生干潟付近の蒲生雨水ポンプ場敷地内に、PM_{2.5}の新測定局を設置して24時間連続測定し、市のHPにリアルタイムで測定結果を開示するとともに、同じ敷地内で硫黄酸化物や水銀等の大気調査、周辺海域の水質調査を年4回実施し、市のウェブで開示することにした。

このように、仙台PSの建設・試運転の開始・操業開始の強行を契機に、被告への市民の不満・不安・不信が急速に高まり、それらを受けて、仙台市の石炭火力発電所に対する規制は強化され、後続の仙台大松発電所は石炭混焼計画の断念に追い込まれた。仙台大松発電所の計画変更は、環境影響評価手続が市民公開のもとで事業を精査・淘汰する機能があることを示しており、この点でも、環境影響評価手続に関する条例の規定を潜脱して仙台PSを建設した被告の態度は許されるものではない。

3 結論

以上のとおり、仙台PSの稼働により、原告ら及び周辺住民は、今後

少なくとも40年間に渡って、760人の死亡者が出る等の重大な健康被害が発生する危険の中で生活することを強制されることになる。

それだけでなく、被告は、仙台P Sの建設から稼働に至るまで、事業者として行うべき被害防止対策、環境影響評価、住民との交渉・対話等の手続について、極めて消極的態度をとっていることは明らかである。

上記の事実を総合すれば、仙台P Sの稼働によって、原告らの人格権及び平穏生活権を、受忍限度を超えて侵害することは明らかであるから、仙台P Sの稼働は差し止められるべきである。

第4 求釈明

被告は、平成30年2月16日付準備書面(1)の5頁で、『『発電所にかかる環境影響評価の手引』に記載されたものと同様の手法を用いた定量的な環境影響評価を実施しており、仙台P Sの稼働前後において、周辺の大気環境に有意な差がみられるような変化は生じないことを確認するなど、自主環境影響評価を行っている』と主張するので、当該自主環境影響評価の開示を求める。

併せて、前回期日で裁判所から求釈明があったとおり、仙台P Sの稼働により排出される各種有害物質の排出量の開示も求める。

以 上